

フィルムセンターの独立について (審議のまとめ)

平成16年9月
フィルムセンターの在り方に関する検討会

目次

はじめに	1
1. フィルムセンターの位置づけ	2
(1) フィルムセンターの現状	
(2) 諸外国のフィルムアーカイブ・センターとの比較	
(3) これからのフィルムセンターの役割	
(4) フィルムセンターの「独立」の意義	
2. フィルムセンターの独立について	6
(1) 「独立」の形態について	
(2) 「独立」の時期について	
(3) 「独立」後の組織について	
3. フィルムセンターをもっとみんなのものにするために	8
(1) フィルムセンターと映画関係機関・団体との連携協力	
(2) 映画の広場	
4. 今後検討すべき課題	9
(1) フィルムセンターの組織・体制の充実・強化について	
(2) 映画フィルムの法定納入制度の在り方について	
(3) 映画振興を一元的に担う機関の設立について	

はじめに

平成15年4月に文化庁の「映画振興に関する懇談会」から12の提言が出され、それを受けて、文化庁では、平成16年度から「日本映画・映像」振興プランを設け、日本映画の創造、流通・上映、人材育成、フィルムの保存・継承等、日本映画の振興策が総合的に推進されている。まさに、日本映画の再生、さらなる飛躍のための動きが始まったところであり、この動きをさらに大きく、持続的に発展できるものにしていく必要がある。上記懇談会の提言のうち、多くのものについて既に取り組みが始まっているが、大きな検討課題として残されているものが、提言の12番目の柱である「フィルムセンターの独立」である。

本検討会は、このように、日本映画の振興策が本格的に動きはじめた中、我が国唯一の国立の映画に関する専門機関としてのフィルムセンターの果たすべき役割等について審議を行い、フィルムセンターの「独立」の在り方など、その結果を取りまとめたものである。

文化庁をはじめとする関係行政機関及び関係者におかれては、本提言の内容を踏まえ、できるだけ早くその実現に向けた取組を進めることを期待するとともに、本提言により、我が国の映画振興が一段と加速されることとなることを願うものである。

1. フィルムセンターの位置づけ

(1) フィルムセンターの現状

フィルムセンターは、昭和27年の国立近代美術館の設置に伴い開設された「映画部門(フィルム・ライブラリー)」をその前身としている。東京・京橋の地に開設の当初より、日本や西欧の古典的な映画や商業的に上映されにくい作品の上映に力を注ぐ一方、不十分ながら主に日本映画フィルムや関連資料の収集、保管も行ってきたこの機関が、より充実することを目指して現在の名称「東京国立近代美術館フィルムセンター」となったのは昭和44年のことである(開館は昭和45年)。昭和59年に発生した火災による建物及び所蔵フィルムの一部焼失という不幸な事態を国民の広い層からの励ましや篤志を得て乗り越えたフィルムセンターは、それ以前から準備していた神奈川県相模原市の映画フィルム専用保存庫と、最新の上映施設や図書室・展示室を含む京橋本部ビルの建設を推進して、前者を昭和61年に、後者を平成7年に、それぞれ開館して現在に至っている。こうした建設計画が実現した背景には、フィルムセンターが、映画界や映画愛好者・研究者はもちろん広く国民にその活動を支持されてきたという事実がある。

こうした施設の完成に伴って、自らを国立の映画博物館(ナショナル・フィルム・アーカイブ)としての機能を拡充してきたフィルムセンターは、過去10年でフィルム収集量を倍増させ、平成15年末現在、約4万本の映画フィルムを所蔵・保管するに至った。

また、企画上映については、平成15年度実績で、年間上映本数336作品(同回数635回)・総入場者数100,010人を数えており、特に無声映画の上映など、他の商業映画館では困難な企画の実施について定評があるほか、映画と映画の歴史をめぐる貴重な資料や芸術性の高い物品の展示についても、年々、新たな展開を模索して好評を得ている。また、京橋本部ビルの開館と同時に開室した映画専門の図書室は、映画研究者にとって重要な調査研究の場となっているとともに、フィルムセンターとしても、所蔵フィルムや関連資料の目録化・文書化、映画上映や展示の企画に伴う学術出版物の刊行などの調査研究を実施してきた。

こうしたフィルムアーカイブとしての基幹事業に加えて、平成元年からは、全国各地に日本映画の名作を巡回する「優秀映画鑑賞推進事業」、世界中から様々な映画分野の専門家を招聘して映画史研究の深化や映画を通じた国際的な人的交流に資する「国際映画シンポジウム事業」を開始、また、平成9年からは映画の実作経験を有する者を対象として、日本映画を代表する著名な映画人による講義や特別上映を行う「映画製作専門家養成講座」を開講、さらに、平成14年からは、児童生徒に優れた映画体験を提供するための教育プログラム「こども映画館」を開催するなどの多角的な事業

を展開し、大きな成果を上げている。

このようにフィルムセンターは、設立当初より着実に発展してきたところであるが、現在、フィルムセンターは独立行政法人国立美術館の一館である東京国立近代美術館の一部門という位置づけの中で、わずか11名の常勤職員と23名の非常勤職員の計34名により構成される組織において、2つの施設を有し、映画に関する専門機関として、収集・保存、普及・上映及び新たに拡大した業務を行っている（平成16年8月現在）。

さらに近年においては、文化記録映画製作会社からの大量の原版寄贈や大手映画会社により製作されたフィルムの原版寄託、映画フィルムの観覧・貸与・複製利用、映画関連資料の閲覧・貸与などによるアクセスの増大、これに伴う情報やデータの効率的な蓄積と運用、フィルム保存や復元に関する科学研究や技術的開発、さらにはフィルムアーカイブとしてデジタル技術の応用など、新たな業務への対応も必要となっている。

（2）諸外国のフィルムアーカイブ・センターとの比較

諸外国においても、我が国におけるフィルムセンターに類似する公的なフィルムアーカイブやセンターを設置している例は多い（参考資料「主要各国のフィルムアーカイブの機関」参照）。こうした公的機関の位置づけや果たす役割は、各国の社会的・文化的な背景を踏まえ、多様なものとなっており、一律な比較は困難である。

一例としては、例えば、スウェーデンにおいては、スウェーデン映画協会（SFI）のアーカイブ部門であるシネマテーケットが、52名の職員の下、収集・保存等の業務を実施しており、これまでに約35,000本のフィルムを収集・保存しているところである。

このほか、注目されるものとしては、フランスにおけるCNC（国立映画センター）や韓国における映画振興委員会及び韓国映像資料院のように、国としての法的な位置づけの下、総合的な映画振興に係る公的機関として、法定納入制度に基づいた収集・保存業務や映画製作の助成・融資等の業務も含め、幅広い機能を果たしている組織もある。なお、フィルムセンターと同様に、美術館の中に映画部門を有している組織として充実しているものについては、アメリカのニューヨーク近代美術館などがある。

これらのフィルムアーカイブ、センター等については、その主要な組織の多くが国際フィルムアーカイヴ連盟（FIAF：La Federation Internationale des Archives du Film）に加盟している。本団体には我が国のフィルムセンターも正会員としての加盟が認められており、フィルムセンターが我が国における代表的なフィルムアーカイブとして位置付けられていることは国際的にも明確にされている。しかしながら、これらの諸外国の機関と比べて、我が国におけるフィルムセンターは、人員数や所蔵

するフィルム数をもみても、決して充実したものとは言えないのが現状である。

(3) これからのフィルムセンターの役割

このようなフィルムセンターの今後の役割、機能については、現在行っている映画フィルム及び資料の収集・保存機能、普及・上映機能を充実するとともに、人材養成機能、製作支援機能も新たに担う、広く映画全般を支援する機関として機能の拡大を図るべきとの意見も映画関係者の中にはある。

この点は、一つのあるべき姿として、今後、中長期的に我が国の映画振興を考える際の大きな課題として考えていくべきであるが、平成16年度から、文化庁において「日本映画・映像」振興プランとして、従前から国として行ってきた製作支援や上映支援をより充実するとともに、新たに、映画関係の人材育成のための事業や映画関係団体の諸事業への支援などの施策を展開しはじめていること、また、我が国においては、従来から、民間レベルにおいても各種の映画関係団体において、様々な映画支援の取組が行われてきていること、さらには、現在の国の行財政事情の下では、国の機関の飛躍的拡充が困難なこと等を勘案すると、当面の現実的な対応を考えた時には、フィルムセンターとしては、その中核的機能である映画フィルム及び資料の収集・保存機能を格段に充実するとともに、その活用を含め、従前より行っている普及・上映機能の一層の充実を注ぐべきであると考えられる。

特に、収集・保存機能については、文化遺産である映画作品を保存、継承していくことは、国が中心的に行うべきものであるが、「映画振興に関する懇談会」提言が指摘する通り、依然としてこれまでに劇場公開された日本映画のフィルムの一部しか収集・保存できていない現状があるほか、戦前のみならず戦後の映画フィルムについても、貴重なフィルムの散逸が進んでいることが指摘されており、フィルムセンターにおける収集・保存に係る機能とそれを果たすために必要な施設・設備の一層の充実を図ることが必要である。

その際、過去に製作された映画フィルムについては、より効率的な収集・保存を進めていくために、情報の網羅的な把握や地域のアーカイブ施設及びフィルム収集家との連携・協力を進めていくとともに、新たに製作される映画フィルムについては、法定納入制度について今後とも検討を進めつつ、フィルムセンターと映画製作者とで協定を締結し、フィルムセンターに映画フィルムを寄贈・寄託していくような仕組みの構築について関係者間で検討を進めることも必要と考える。

さらに、映画フィルムの生産、流通、現像などの経済的・技術的・人的基盤が縮小、弱体化する中で、文化遺産として映画作品を保存、復元、継承していくには、映画フィルムの保存科学的研究が急務であり、研究機関や民間企業の研究者や技術者との協力を強化しつつ、映画フィルムの保存・復元に関わる基礎研究と実験を重ねていく必

要がある。

また、普及・上映機能、人材養成機能、製作支援機能については、文化庁における映画に関する普及・上映、人材育成、及び製作支援の新たな取組に協力・連携していくことが考えられるとともに、それとは異なった観点から、これまで製作された映画の一層の活用を図るため、映画の素材の使用許諾において、フィルムセンターが使用側と許諾側の仲介業務などを行うことも考えられる。

(4) フィルムセンターの「独立」の意義

以上述べてきたように、フィルムセンターは我が国唯一の国の映画に関する専門機関として、これまで国内の映画関係者の支持を受けてきたとともに、国際的にも我が国を代表する機関として明確に位置づけられており、また、今後、その果たすべき役割、機能の充実が強く求められているところであるが、その実態は、東京国立近代美術館の一部門であり、諸外国のフィルムアーカイブや映画関係機関と比べた時、専門機関としては中途半端な位置づけであり、また、人員・体制の点では、貧弱な組織であると言わざるを得ない。

文化庁においては、「映画振興に関する懇談会」の提言を受け、平成16年度から「日本映画・映像」振興プランとして、日本映画の本格的・総合的な振興策に取組みはじめたところであり、また、政府全体としても、知的財産戦略、コンテンツ振興の観点から、日本映画の振興のため、新たな取組みが始められたところである。こうした中で、「日本映画・映像」振興プランの重要な一翼を担うフィルムセンターが、映画に関する専門機関としての位置づけを名実ともにはっきりしたものにし、その機能を充実していくことは、映画関係者の長年の悲願の実現ということだけでなく、「日本映画・映像」振興プランをより実効的に推進していくためにも不可欠である。このことにより、国際的にも、映画の持つ文化発信力の大きさに着目して映画振興策に力を入れる国が多い中、我が国としての映画振興の姿勢を内外に明確に示すこととなり、さらには、我が国における映画芸術の位置づけがより高まることにもつながるものであり、日本映画のより一層の発展が期待されるものである。

こうしたことから、国としての映画振興のための体制を整え、今後、より一層日本映画の振興策を強力に推進していく観点から、東京国立近代美術館の一部門として位置づけられてきたフィルムセンターについて、映画の専門機関として「独立」させることが必要である。

2. フィルムセンターの独立について

(1) 「独立」の形態について

国の映画に関する専門機関として「独立」した機関という場合にも、その形態としては種々のものが考えられる。

国（文化庁）による直接の機関ということも形の上では考えられるが、現在の国の行政組織の在り方として、専門的、事業実施的な機関は独立行政法人化している方針、また、現在のフィルムセンターも、東京国立近代美術館の一部門として、独立行政法人国立美術館内の組織として運営されていることを考えれば、独立行政法人の形態をとること以外は考えられない。

この場合、完全な「独立」機関ということ考えた場合、フィルムセンターのみの単独の独立行政法人として運営することも考えられるが、フィルムセンターのような比較的小規模な組織が単独で法人化された場合には、予算、職員数などの面や運営上支障をきたすおそれがあるとともに、既存の独立行政法人の廃止・統合などを含む政府全体として独立行政法人の組織・業務全般の見直しが進められている中で、新たに独立行政法人を新設することは非常に困難な状況にあることなどを勘案すれば、独立行政法人国立美術館の組織の中において、現行の東京国立近代美術館の一部門としての位置づけから分離独立し、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館とならぶ独立した一館として位置づけることが最も適当であると考えられる。

このことにより、独立行政法人国立美術館の一館として、組織的に独立の機関となる一方、予算、人員等業務運営面においては、必要に応じて、法人全体として弾力的な取扱いが可能となり、また、法人内の他の美術館と事業実施に当たって、必要な場合には協力するなど、その事業展開に幅をもたせることもできると考える。

(2) 「独立」の時期について

日本映画の本格的振興策が稼動しはじめたこの時期、それをより加速していくためにも、その象徴的な意味付けも持つ、フィルムセンターの「独立」はできるだけ早く実現することが必要であると考えられる。

しかしながら、独立行政法人国立美術館は、平成13年度より独立行政法人として発足し、その第一期の中期目標・中期計画の時期が平成17年度末までであること、さらには、独立行政法人国立美術館を含めた既存の独立行政法人の組織、業務全般の見直しについて、平成16年度から着手し、同年中に相当数について結論を得ることとされていることなど、政府全体の独立行政法人制度の見直しの動向も勘案する必要がある。

したがって、「独立」の時期については、可能な限り早く実現することを第一義としつつ、このような現在、政府内において進められている独立行政法人に関する検討状況にも充分配慮し、「独立」ができるだけスムーズに、また、最適な形で実現できるように、「独立」に向けた取組を適切に進めていくべきである。

(3) 「独立」後の組織について

「独立」した後のフィルムセンターは、独立行政法人国立美術館内の独立した機関となるものであり、その組織についても、他の美術館と同様とする必要がある。

すなわち、機関の長があり、その下に、長を支える事務スタッフと専門スタッフが配置される必要がある。

これまで、フィルムセンターは、東京国立近代美術館の一部門として、庶務・会計等の事務スタッフは、東京国立近代美術館の事務スタッフが担ってきているので、「独立」後はフィルムセンターとしての事務スタッフの配置が必要である。

また、専門スタッフについても、「独立」した専門機関として十二分にその機能を発揮するためには、その充実を図る必要があるが、前述の「フィルムセンターの現状」において述べた新たな業務に対応できる組織体制の充実とともに、特に今後の趨勢としては、映画フィルムのデジタル化が一層進展していくものと考えられるので、この分野の研究機能の充実を含めた、デジタル化対応のための組織の充実が重要である。

この場合、できるだけ早くその充実を望みたいが、現在の厳しい行財政事情の下では、年次的に充実していくことも念頭に置いて考えていく必要もあると考える。また、可能な場合には、映画関係機関・団体などと連携・協力を進め、すべて常勤職員で対応するのではなく、業務委託や一定期間の雇用など弾力的な組織、人員の在り方について検討していくべきである。

3. フィルムセンターをもっとみんなのものにするために

(1) フィルムセンターと映画関係機関・団体との連携協力

フィルムセンターが今後果たすべき役割としては、前述の機能を充実していくだけでなく、我が国唯一の映画に関する専門機関として、様々な主体が取り組んでいる映画振興のための取組に関するコーディネーターとしての役割を果たすことが望まれる。

映画の製作、上映、流通の自律的な創造サイクルの確立に向けて取り組んでいる公的機関は、フィルムセンターのみではない。前述のとおり、文化庁においては「日本映画・映像」振興プランを推進しているほか、多くの関係機関や職能団体等が映画振興に資する取組を展開している。また、実際の映画製作のプロセスは、監督、俳優、スタッフ及び製作会社等、民間主体によってその多くが担われているだけでなく、多くの映画関係者が、広報・批評活動等を通じて、日本映画の普及及びその向上に貢献している。

こうしたことを踏まえ、今後フィルムセンターが各種取組を推進していく際には、民間の映画関係者や文化庁をはじめとする関係機関と、普段から密接な情報交換を行い、連携して取り組んでいくことが不可欠である。

(2) 映画の広場

「映画振興に関する懇談会」で提言された「映画の広場」については、提言を受け、フィルムセンターにおいて平成15年6月に「映画の広場」が開設され、映画に関わる様々な立場の方々の交流の場として活用されているところである。しかしながら「映画の広場」の活用状況については、本検討会における審議において、その一層の活用を図っていく必要があるとの指摘もあった。

平成16年6月には、「映画の広場」の場所がフィルムセンター7階から1階に移転され、より多くの人気が気軽に立ち寄ることのできる場となり、格段の改善が図られたところであり、今後、その充実が期待される。今後とも、「映画の広場」が一層その趣旨を生かしたものとなり、活用が図られるよう、フィルムセンター及び関係機関が連携・協力して、適切に企画・運営を行っていくとともに、様々なメディアを通じて「映画の広場」の存在を映画関係者はじめ広く周知を図るよう、積極的な広報に努めることが必要である。

4. 今後検討すべき課題

(1) フィルムセンターの組織・体制の充実・強化について

このたびの本提言を受けて、フィルムセンターの「独立」が実現したとしても、それで、フィルムセンターとしてのゴールというわけではない。

諸外国のフィルムアーカイブと比較しても、その組織体制は大変貧弱である。

フィルムセンターがその機能を十二分に発揮していくためにも、今後とも、その組織・体制の充実・強化を継続して図っていく必要がある。

また、その場合、独立行政法人としてのメリットを充分生かして、常勤職員の増員ばかりではなく、業務の内容によっては、パートタイムの雇用や他の映画関係団体への業務委託やそれらの団体との業務協力など、弾力的な雇用・運営も積極的に活用していくことも必要と考える。その際、関係機関や関係団体においても、フィルムセンターの事業、活動への連携・協力について積極的に検討していくことを望みたい。

(2) 映画フィルムの法定納入制度の在り方について

「映画振興に関する懇談会」の提言でも触れられ、また、諸外国においても制度化されている国がある映画フィルムの納入制度については、文化遺産としての映画作品の保存・継承という観点から、我が国においても必要と考える。

その際、国立国会図書館法における出版物納入制度（映画フィルムにも国立国会図書館への納入義務が課せられているが、同法附則において、その納入が当分の間免除されている）が既にあるので、その制度を活用すべきとの考えもあるが、その場合、フィルムセンターとの関係をどのようにするのかについて整理する必要がある。また、国立国会図書館に納入される出版物の利用には、国立の国会の図書館として定められた目的があり、国立国会図書館以外の機関等における映画振興の観点からの自由な活用には制約があること、納入物の代償金（又は「補償」）を他の出版物と同様とすると、相当な高額となることなど、検討すべき課題がある。

映画フィルムの法定納入制度の在り方については、これらのことに留意しながら、今後とも検討していく必要がある。

なお、映画フィルムのみならず、映画に関するスチール、チラシ等の資料も、日本映画の歴史やこれまでの成果を伝えるものとして重要であり、今後、それらの資料等の所在状況の把握や散逸を防ぐ方策などについての検討も望まれる。

(3) 映画振興を一元的に担う機関の設立について

日本映画の振興策を国としてより強力に進めていくためには、フランスや韓国の

ような映画の製作・上映支援，人材育成などを含めた映画振興を一元的に担う機関が存在することが理想的である。

しかしながら，このことについては，フランスや韓国におけるこのような機関の運営に当たり，映画館の入場料やテレビ局の収入の一部が，当該機関における運営費に捻出されるような制度が確立されているなど，我が国の現行制度とは相当異なる仕組みとなっていることにも充分留意しつつ，我が国の映画振興策を今後とも検討する中で，今後の大きな課題として考えていくべきと考える。